

【基本理念】

【基本目標】

【取組の方向性】

共に市民一人ひとりが
支え合う地域福祉の
まなちづくり



地域住民や地域で活動する団体（期待される取組み）

地域福祉に関心を持ち、できることから行動に移す

【取組みの例】

【個人・家庭・地域住民】

- ・地域の一員であることを自覚し、地域福祉に関心を持つ。
- ・自分自身が主体的に解決する(自助)ように努力する。
- ・家族や親族による助け合いや支え合いを大切にする。
- ・地域の中で、自分にできることから、少しずつでも行動に移す など

【地域活動団体・社会福祉事業者 など】

- ・地域で活動するあらゆる団体が地域福祉の担い手であることを理解し行動する。
- ・市民の地域福祉に対する意識の醸成のため、できることがあれば、実践する。 など

1 市民の地域福祉に対する意識の醸成

住民等の地域福祉の意識の向上に努める

【具体的な取組み】

【社会福祉協議会】

- ・地域における福祉活動の実践者として、校(地)区社会福祉協議会の機能を活かし、地域住民の意識の向上に努める。
- ・地域福祉の理解と関心を高めるため、情報の収集、発信を行う。
- ・家庭・地域・学校等が連携して、次世代の地域福祉活動者の育成や福祉の風土づくりに取り組む。 など

【市】

- ・市民や地域で活動する団体等に対して、地域福祉の意義、自助、共助、公助の概念、地域の一員としてどのように行動することが求められるのかなど、広報・啓発を行う。
- ・小中学校における福祉教育や体験活動などを通じて、若い頃から福祉やボランティアに触れることで意識の高い市民の育成に努める。 など

市・社会福祉協議会（担う役割）

地域住民や地域で活動する団体（期待される取組み）

地域における交流に積極的に取り組む

【取組みの例】

【個人・家庭・地域住民】

- ・隣近所同士で「困った時はお互い様」という意識を持ち合う。
- ・あいさつや簡単な声かけなど、できることから実践する。
- ・よき隣人として、身近な相談に応じる。 など

【地域活動団体・社会福祉事業者 など】

- ・日常的な住民交流の推進と居場所づくりに取り組む。
- ・団体間での情報交換や、情報共有に取り組む。 など

2 お互いに支え合う仕組みの構築

地域における支え合いの仕組みづくりを支援する

【具体的な取組み】

【社会福祉協議会】

- ・地域の中で世代間の交流やふれあいの機会を積極的に設け、日常的に顔の見える関係づくりを行う。
- ・市と連携し、地域において気軽に立ち寄りことのできる身近な居場所づくりの支援を行う。 など

【市】

- ・まちづくり協議会などの地域での活動を通じて、地域で暮らす様々な人と人との交流の機会を提供するとともに、地域における身近な居場所づくりなどを支援する。
- ・加齢や障害などによる課題を抱えていても、社会参加できるような支援に取り組む など

市・社会福祉協議会（担う役割）

※ 社会福祉協議会の取組みの内容については、市社会福祉協議会にて協議中

地域住民や地域で活動する団体（期待される取組み）

地域の保健福祉活動に積極的に参加する

【取組みの例】

【個人・家庭・地域住民】

- ・地域において行われる様々な保健福祉活動や事業に参加する。
- ・地域の一員として、自治会や町内会などの地域活動に関わりを持つ。
- ・ボランティア活動等に積極的に参加する。
- ・民生委員や福祉協力員の役割を理解し、その活動を積極的に支援する。 など

【地域活動団体・社会福祉事業者など】

- ・ボランティア活動等と連携・協働し、地域の保健福祉活動に取り組むなど、できることから実践する。
- ・ボランティアの受入を積極的に行い、地域におけるボランティア活動の活性化につなげる。
- ・事業者や企業においては、従業員のワーク・ライフ・バランスに率先して取組み、地域における保健福祉活動などへの参加を促す。 など

3 地域の保健福祉活動の促進

地域の保健福祉活動の活性化に取り組む

【具体的な取組み】

【社会福祉協議会】

- ・ボランティアに関する相談支援や情報提供を充実させるなど、参加しやすい環境をつくる。
- ・地域住民が身近な地域の福祉活動へ参加しやすい環境をつくる。
- ・校(地)区社会福祉協議会等で身近な地域の福祉活動に関する研修会等を開催し、人材の育成を推進する。
- ・地域の福祉課題の解決に向け校(地)区社会福祉協議会活動を展開するため、中期的な見通しを示した校区単位の活動計画づくりを進める。 など

【市】

- ・市民センターを活用した健康づくりなど、地域の中で様々な保健福祉施策を実施する。
- ・NPOやボランティアなど地域活動を推進する団体に対して活動に関する様々な支援を行う。
- ・地域の保健福祉活動を支える人材の育成を支援する。 など

市・社会福祉協議会（担う役割）

地域住民や地域で活動する団体（期待される取組み）

支援ネットワークの一員として、できることから実践する

【取組みの例】

【個人・家庭・地域住民】

- ・日常的なあいさつや簡単な声かけの中で気がかりなことがあれば、行政や専門機関につなぐ。
- ・支援が必要な人が近所にいれば、見守りや助け合いを実践する。
- ・日頃から「助けて」といえる関係づくりに努める。 など

【地域活動団体・社会福祉事業者など】

- ・日常的な活動の中で、気がかりなことがあれば、行政や専門機関につなぐ。
- ・支援が必要な人がいれば、自らの活動の範囲内で見守りなどを行う。 など

4 支援を必要とする人に対する支援ネットワークの構築

支援を必要とする人に対するネットワークの充実・強化に努める

【具体的な取組み】

【社会福祉協議会】

- ・いのちをつなぐネットワーク事業や地域包括支援センターとの連携などにより、支援が必要な人への見守り活動の充実を図る。
- ・「ふれあいネットワーク事業」において、災害時も含めた支援が必要な人への対応に取り組む。
- ・地域の社会福祉施設等と連携し、支援を必要としている人への支援のネットワークを広げる。 など

【市】

- ・いのちをつなぐネットワーク事業が中心となって、地域にある既存のネットワークの連携を強める(ネットワークの網の目を細かくする)とともに、必要なサービスにつながるよう、コーディネートを行う。
- ・地域包括支援センターの周知に努めるとともに、増加する相談件数や困難ケースに対応するため、相談・支援体制を強化する。
- ・災害時に高齢者や障害のある人などが安全に避難できるよう救援体制づくりを行う。 など

市・社会福祉協議会（担う役割）

※ 社会福祉協議会の取組みの内容については、市社会福祉協議会にて協議中

地域住民や地域で活動する団体（期待される取組み）

困った時は抱え込まずに相談する

【取組みの例】

- ・自分自身(自助)や地域における支え合い(共助)などでは解決が難しい問題があれば、抱え込まずに行政や専門機関に相談する。
- 【個人・家庭・地域住民】 ・市政だよりなどを利用し、日常的なサービスや相談窓口についての知識を身につけるよう努める。 など

適切なサービスや情報の提供を行う

【取組みの例】

- ・事業者として適切なサービスを提供する。
- 【地域活動団体・社会福祉事業者など】 ・自らが提供するサービスだけでなく、その他のサービスへのつなぎ役となる。
- ・事業者自らが保健福祉サービスに関する情報発信や相互支援に取り組む。 など

5 適切なサービス利用のための仕組みの構築

地域からの情報や相談に応じ適切なサービスの提供を行う

【具体的な取組み】

- ・支援が必要な人に対して、適切なサービスへつなぐことができるよう情報提供を行う。
- 【社会福祉協議会】 ・個人の尊厳や権利が保障され、安心して日常生活を送ることができるよう支援する。
- ・福祉サービスに対する相談等に対応する体制づくりを推進する。 など

- ・保健福祉制度やサービス等についてわかりやすく情報提供する。
- ・地域の情報や相談に総合的に対応し、適切なサービスに迅速につなぐことができるよう、相談・支援体制を充実・強化する。
- 【市】 ・市民のニーズを的確に把握し、地域だけでは解決が困難な問題に対する制度や体制を充実・強化する。
- ・サービスの質の確保・向上に努める など

市・社会福祉協議会（担う役割）

地域住民や地域で活動する団体（期待される取組み）

多様な主体と連携し地域の対応力を高める

【取組みの例】

- 【個人・家庭・地域住民】 ・日頃から地域のつながりを良好に保つことによって、新たな課題にも対応できるよう努める。 など

- 【地域活動団体・社会福祉事業者など】 ・事業者・団体としての機動力を活かしながら、様々な団体との連携を強めるとともに、他地域の情報収集に努め、地域の新たな生活課題に対する解決を図る。 など

6 新たな生活課題への対応

多様な主体の活動や連携・協働を支援する

【具体的な取組み】

- 【社会福祉協議会】 ・新たな生活課題へ対応するため、市はもとより、地域の多様な主体同士との連携・協働を進め、地域の対応力を高める。 など

- ・地域の課題に対して主体的に取り組むNPOやボランティア等の育成を支援する
- 【市】 ・地域の新たな課題に対応していくため、地域の各活動団体間の連携・協働を促進する。
- ・地域の多様な活動と行政との連携や協働を通じて、新たな課題に対応する新しいサービスのコーディネーターに努める など

市・社会福祉協議会（担う役割）

※ 社会福祉協議会の取組みの内容については、市社会福祉協議会にて協議中

第5章 基本目標ごとの取組み(3) 「取組みの方向性」ごとの市の主な取組み

基本目標	取組の方向性	番号	取組みの名称	取組みの概要
地域福祉意識の醸成と 支え合いの関係づくり	市民の地域福祉に対する意識の醸成	1	「北九州市の地域福祉」の普及・啓発	地域における支え合いや助け合いなど、地域福祉の重要性を理解し、地域の一員として自ら地域福祉の取組みを実践・継続していけるよう、あらゆる機会を利用して「北九州市の地域福祉」の広報・啓発に努め、全市で地域福祉の推進に取り組む体制づくりを進めます。
		2	福祉・ボランティア教育の推進	小・中学生が地域社会の一員であることを理解し、他人を思いやる心やボランティア精神を育むことができるように、福祉・ボランティア教育用副読本を作成、配布するなど、学校教育を通じた体験型の福祉・ボランティア教育を推進します。
		3	家庭・地域・学校の連携の推進	それぞれの地域の特色を活かし、家庭・地域・学校等が連携して、子どもたちに様々な体験活動の機会を提供し、地域ぐるみで子どもを見守り育てる意識を高め、地域全体で子どもの健全育成に取り組む機運を醸成します。
		4	人権教育・人権啓発の推進	市民一人ひとりが人権尊重の精神を正しく身につけ、人権を尊重することが日常生活の中で当たり前の行動として、自然に現すことができる社会をつくるため、様々な場と機会を通して人権教育・人権啓発に取り組めます。
		5	認知症対策の一体的な推進	認知症を正しく理解して、地域で認知症の方を温かく見守り、支える「認知症サポーター」のさらなる養成や、認知症について電話で相談できる「認知症コールセンター」の設置など、予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した取り組みなど総合的な認知症対策の充実・強化を図ります。
	お互いに支え合う 仕組みの構築	6	世代間交流等の促進	高齢者の豊富な経験を活かして子育てを支援する高齢者のボランティア活動の仕組みづくりや、障害のある子どもたちと地域の子どもや大人との交流事業の実施などを通じて、様々な場所での交流の場や機会づくりに取り組んでいきます。
		7	地域の交流の場づくりの促進	地域の見守りの拠点ともなる地域の居場所づくり(サロン活動)についての研究など、地域における年代を超えた交流の場づくりを促進します。
		8	障害のある人に対する就業支援	障害のある人が地域でいきいきと自立した生活を送れるよう、障害者しごとサポートセンターを拠点として、企業への就職と職場定着を支援するとともに、企業の障害者雇用に対する理解の進展を図ります。
		9	高齢者等に配慮した住まいの確保	安全性の向上や行動範囲の拡大などを考えて設計された「すこやか仕様」への改造費用の助成や、市営住宅のバリアフリー化、子育て・高齢者に配慮した賃貸住宅を建設する事業者への補助などを通じて、地域における高齢者等に配慮された住まいの確保に取り組めます。
地域の保健福祉ネットワーク活動への参画と	地域の保健福祉活動の促進	10	活動に携わる人材の育成支援	社会福祉ボランティア大学校や年長者研修大学校といった各種施設や、区役所等で開催する各種講座・研修等を通じて、地域における保健福祉活動に携わり、活動をリードしていく人材の育成を支援します。
		11	地域の保健福祉活動団体等への支援	地域福祉のネットワークを構成する地域団体やボランティア団体等が、積極的に役割を果たすことができるよう、情報の提供やアドバイザーの派遣など、様々な支援を実施します。
		12	地域における健康づくり活動の推進	生活の原点である健康を維持・向上するため、市民センター等の地域を拠点に、がん検診や特定健診などを実施し生活習慣病の予防やその重症化の予防を図るとともに、食育や歯と口の健康づくりにも取り組めます。さらに、住民が主体となり様々な団体が連携して取り組む健康づくり事業を推進するとともに、地域で健康づくり活動を積極的に推進する人材の育成を行うなど、地域住民が主体となった健康づくりを推進します。
		13	分かりやすい情報提供の促進	地域包括支援センター等の各種相談窓口や、市政だより・市のホームページ等の広報媒体を通じて、地域の保健福祉活動や公的サービスに関する分かりやすい情報の提供に努めます。

第5章 基本目標ごとの取組み(3) 「取組みの方向性」ごとの市の主な取組み

基本目標	取組の方向性	番号	取組みの名称	取組みの概要
地域の保健福祉ネットワーク活動への促進と	支援を必要とする人に対する支援ネットワークの構築	14	いのちをつなぐネットワーク事業	何らかの支援が必要な状態にあるにもかかわらず、周囲から孤立し、様々な制度やサービスが受けられない状態に陥り大事に至ることがないように、市民や民間企業、地域団体や行政等が一体となって、見守り・支援体制(地域福祉のネットワーク)の更なる充実・強化に取り組みます。
		15	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族、高齢者を支援する関係者の相談を、出前主義(来所した市民だけに対応するのではなく、自宅等に出向き相談を受け、迅速な支援につなげる)で対応することにより、高齢者が住みなれた地域で安心した生活を継続できるよう目指します。さらに高齢者支援における情報や課題を発信し、地域包括ケアネットワークを推進することを目指します。
		16	保健・医療・福祉・地域・連携推進協議会活動の推進	保健・医療・福祉関係者、地域住民や地域団体、民間事業者、学校、行政等で構成される各区の「保健・医療・福祉・地域連携推進協議会」の活動を支援し、各区の特性を生かしながら、子どもから高齢者までの誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。
		17	関係機関の連携の強化	徘徊する認知症高齢者や虐待を受けている児童・高齢者、ニートや引きこもりといった社会的自立に困難を抱えた若者など、支援を必要とする人に対して、重大な事態を未然に防ぐとともに適切な支援を行うことができるよう、関係機関同士が連携して対応します。
		18	災害時要援護者避難支援事業の推進	迅速・安全に避難することが困難な高齢者等に対する、災害時の支援体制づくりを、行政や関係団体、関係機関とともに推進します。また、災害時に必要とされるこころのケアについても、相談体制の整備やシステムの構築を目指します。
受けられるサービスを適切に	適切なサービス利用の実現のための仕組みの構築	19	相談・支援窓口体制の機能強化	個人や家庭、地域が抱える様々な課題等に対して、総合的かつ迅速に対応していくため、行政内部の連携を強めるとともに、相談支援体制の充実・強化を図ります。
		20	身近な施設における相談の実施	保育所や幼稚園、学校、市民センター、小児科医などの身近な施設において、通常の業務や活動の中で、それぞれの特性を活かした子育て相談や情報の提供を行うなど、住民の身近な場所での相談を実施します。
		21	福祉サービスの質の向上の支援	保育所、老人福祉施設などの社会福祉施設において利用者のニーズにあった質の高いサービスを提供するため、従事職員の資質向上を図る研修を実施するほか、市が所管する保健福祉サービスに関する苦情を迅速・簡易に処理する「保健福祉オンブズパーソン事業」の実施など、福祉サービスの質の向上に取り組みます。
		22	地域福祉権利擁護事業の実施支援	判断能力が不十分な認知症高齢者や精神障害者・知的障害者に日常的な金銭管理や財産管理、介護保険をはじめとする福祉サービスの利用手続きの援助を行うことにより、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援を行います。
		23	保健・医療体制の維持・確保	救急医療や周産期・小児医療など、市民が安心して安全な医療を受けられる体制を維持していくため、市民・消防・医療などとの連携を強化していきます。また、新型インフルエンザ等の感染症対策の推進など、健康危機管理体制の整備に取り組みます。
		24	適切なセーフティネットの構築	セーフティネットとしての生活保護を適正に実施するとともに、就労による自立の支援や不正受給の防止、ホームレスの自立・就労支援などに取り組みます。
	新たな生活課題への対応	25	NPO・ボランティア活動の促進	地域の課題に対して、市民が自発的・主体的に取り組む市民社会の形成に向けて、まちづくりの重要な担い手であるNPOやボランティアなどの市民活動を促進するため、市民活動サポートセンターを中心に相談受付や活動促進、人材育成のための研修等を実施します。
		26	NPOなどによる公益活動の支援	NPO法人又は市民活動団体が専門性等を十分に発揮して行う意欲的かつ先進的な公益活動に対して助成を行うとともに、これらの活動事例を幅広く情報提供することなどを通じて、本市におけるNPO活動の更なる発展を図ります。
		27	民間企業等と協働した地域防災体制づくり	災害発生時において、市と民間企業、大学等が連携し、迅速・的確に災害対策及び避難支援を行うための仕組みづくりを行います。